

経営継承について

経営継承とは

・・・

引退前後で経営が減速・停滞しないよう
次世代に経営資源をしっかりと引き継ぐこと



現経営者



切れ目なく
バトンタッチ！



後継者

- 経営継承は経営者として一度きりの最後の重要な仕事
- 円滑な経営継承には、最低でも3～5年が必要
- 後継者にバトンタッチした後も、現経営者によるサポートが必要
- 経営継承は後継者の育成、経営の磨き上げ、更なる経営発展などの契機に

現経営者の気力や体力が充実している、いまこそ、
経営継承に向けて取り組みを開始することをお奨めします。

経営継承で引継ぐもの～経営の4つの要素～

- 経営継承とは、**有形資産（人・物・金）**、**知的資産（情報・技術等）**を引き継ぐこと
- 経営継承の引継資産を確認し、現経営者と後継者が情報を共有することが大切
- 「知的資産」は目に見えにくいですが、経営継承においても重要な資産
- 目に見えにくい経営理念や経営ノウハウなどは現経営者との対話やマニュアル等で継承

有形資産（目に見える資産）

人

【例】
経営権
従業員など



物

【例】
農地
建物・機械
生物
(肥育途中の牛、繁殖親牛など)



金

【例】
現預金
株式
負債



※経営権とは、経営主として経営を管理・経営するのに必要な権利

知的資産

（目に見えない資産）

情報・技術等

【例】
経営理念
技術・経営ノウハウ
従業員のスキル
人・地域とのつながり
顧客情報
許認可
知的財産（ブランド、育成者権等）



後継者の選定

- 後継者は子などの「親族内継承」とそれ以外の「第三者継承」がある
- 現経営者は候補者を選定し、早い段階で後継者の意思を確認する

親族内継承

親族に継承



- ・子、孫（直系卑属）
- ・甥、姪
- ・子の配偶者 など

第三者継承

従業員等

親族ではない経営内部の人材に
継承



- ・親族ではない役員、従業員
など

その他

全く別の経営（個人・法人）に
継承



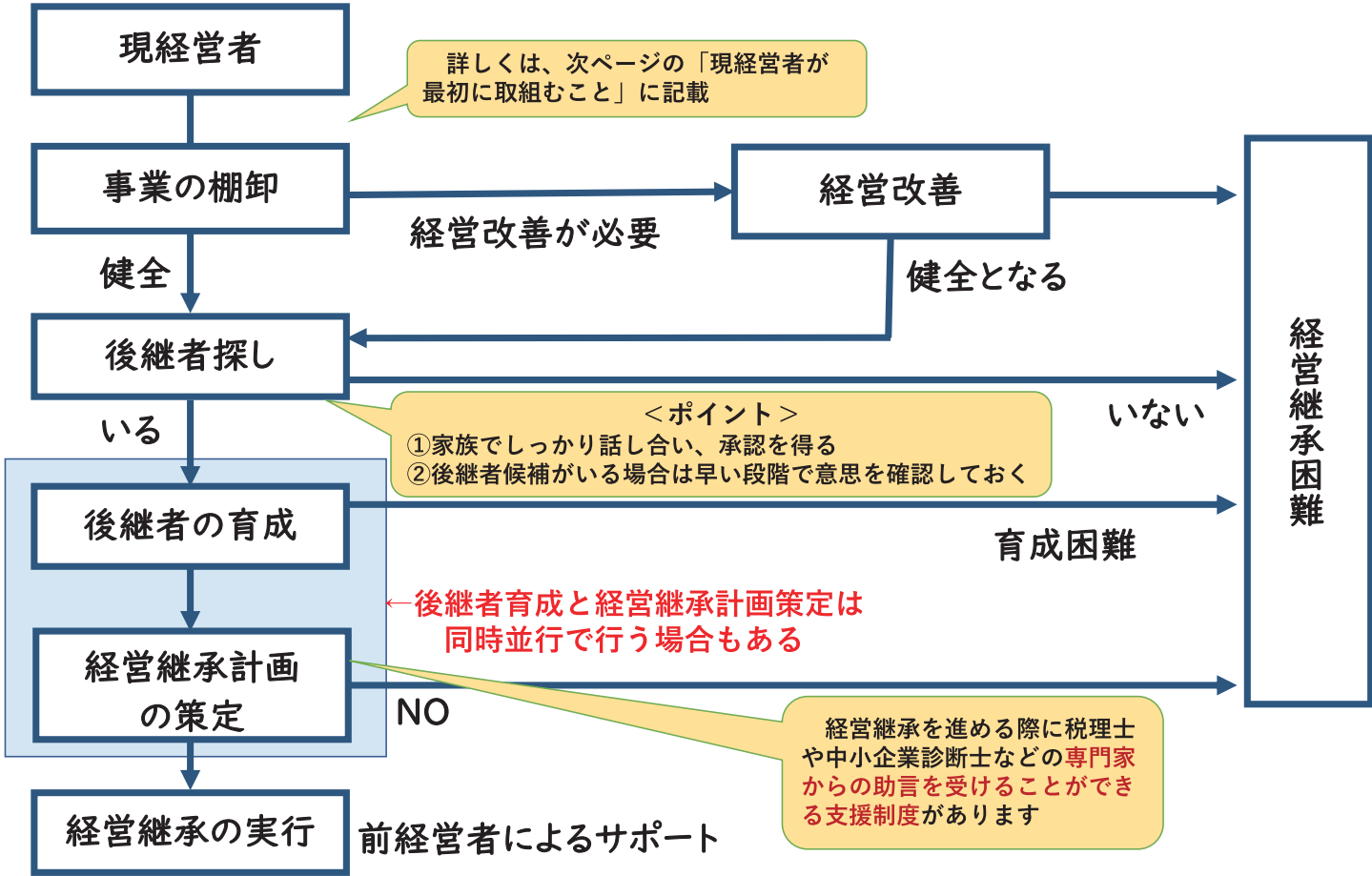
- ・親族ではない新規就農者
別法人など

タイプ	親族内継承	第三者継承(従業員等)	第三者継承(その他)
メリット	- 関係者から心情的に受け入れられやすい。 - 後継者を早期に決定し、長期の準備時間を確保することができる。 - 他の方法と比べて所有と経営の分離を回避しやすい。	- 親族内に後継者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。 - 業務に詳しいため、他の従業員などの理解を得やすい。	- 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。 - 現経営者が会社や事業の売却による利益を獲得できる。
デメリット	- 親族内に経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。 - 相続人が複数いる場合、後継者の決定、経営権・事業用資産の集中が難しい。	- 親族内継承に比べて関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。 - 後継候補者に株式取得などの資金力がない場合が多い。 - 個人債務保証の引継ぎが難しい。	希望の条件(従業員の継続雇用、売却価格等)を満たす後継者や譲渡先の確保が難しい。
留意点	- 早めに知らせて本人の理解をとりつける取組が必要 - 家族内(親族内)の合意形成が必要。 - 合意形成した結果を書面にしておくことが良い。第三者に同席してもらうことも一つの方法である。 - 後継者育成が必要	- 従業員は経営リスクをとる覚悟で入社・就農してきておらず、後継者候補が覚悟を得るためには早めに知らせるなど本人の理解をとりつける取組が必要 - 後継者育成が必要	- 後継候補者を確保できても関係者の理解を得られないなどの理由で後継者が辞めてしまう場合もあるため、継承完了までサポートする必要あり。 - 譲受者が個人の場合は後継者育成が必要な場合がある。

※(独)中小企業基盤整備機構「令和4年版支援者向け事業承継支援マニュアル」、(公社)日本農業法人協会 NP0法人日本プロ農業総合支援機構「法人版 農業法人のみなさまへ 円滑な経営継承のために」をもとに作成

経営継承のスキーム

● 現経営者が現状の経営を把握し、見える化を行うことから始まります



現経営者が最初に取り組むこと

● **現状を把握する** ※引継ぎの対象になる無形資産・有形資産の洗い出し、経営改善の必要性を確認

① **現経営者が日頃考えていること、大切にしていることを書き出す** 【無形資産の洗い出し】

- ・農業に対する思い（経営理念）
- ・農業経営の強み（技術・経営ノウハウ、許認可、ブランドなどの強み）
- ・農業経営の相談相手、重要な人（人・地域とのつながり、顧客など）



書けないところは、支援機関などと話をしながら整理していくとよいでしょう

② **経営状況や事業用資産の把握** 【有形資産の洗い出し】

- ・青色申告書や農業経営改善計画、農地の権利関係がわかる書類等をもとに事業用資産の全体を把握
- ・直近3年間の決算書をもとに経営状況（売上、所得、資産、負債、元入金の傾向など）を数字で確認

③ **経営継承上の課題を整理し、書き出す**

- ・経営上の課題（収益性、財務の状況など）
- ・後継者に関する課題（候補者の有無、候補者の意思確認、経営者としての適正など）
- ・現経営者に関する課題（関係者の理解、相続にかかる課題、リタイア後の生活資金など）



経営継承計画書とは

● **経営継承計画書とは、「経営継承の具体的な進め方」を定めた計画書**

- ・継承後のサポート期間も含めた今後5～10年間の計画です。
- ・経営（売上、所得、規模、新技術導入の取組みなど）、現経営者（年齢、役職、継承資源の継承時期など）、後継者（年齢、役職、責任の範囲など）を並べて、1年ごとに区切って記載します。
- ・現経営者と後継者については、いつ、だれが、何を、どういう状態にしておくか、を意識して作成します。
- ・現経営者と後継者が話し合いながら、一緒に作り上げることで、継承のイメージを共有します。

F A Q

Q 1 相続と贈与はどう違うのですか。

A 1 相続は被相続人の相続財産（権利・義務）が法定相続人に包括的に移転するものです。贈与は贈与者と受贈者との間の生前の諾成契約ですので、贈与を受けるかどうかは当事者間で自由に決められます。

解説 相続は、被相続人の相続財産（資産及び負債）、保証債務など全てを継承することになります。このため、資産（プラスの財産）より負債（マイナスの財産）が多い場合は、被相続人の死亡後3カ月以内に家庭裁判所に財産放棄をする手続きができます。なお、法定相続人以外に財産を移転させたい場合は、遺言書に基づいて行うことになります。これを遺贈といいます。また、死亡を原因とする贈与（死因贈与）も相続にあたります。

Q 2	親族内の経営継承においていくつかのパターンがあるといわれていますが、パターン毎に教えてください。
A 2	親族内承継において2つのパターンが考えられます。1つ目は個人（例えば父）から個人（例えば子）に経営継承するパターンです。一般的に行われるパターンです。2つ目は個人が法人を設立し、代表者に就任し、数年間後にその個人の子等が代表者として交代するパターンです。
解説	個人から個人への経営継承の場合は、自然に経営継承が行われ、形式的な書類等がないことが多いと思われます。このため、経営継承が行われたことを家族会議などの記録を保管するとともに、財産の名義変更についても専門家のアドバイスを受け、及び行政とも相談しながら進めていくことが大切です。次に、個人が法人設立して経営継承する場合、法人が農地所有適格法人の要件を満たすことは勿論のこと、役員及び親子間の出資金割合についても検討して進めていく必要があります。
Q 3	親族内の経営継承について事業用財産の引継ぎが必ずありますが、契約書を作成しておく必要がありますか。
A 3	親族内の経営継承においても、事業用財産の引継ぎについて事業譲渡契約書を作成しておくことでトラブル等が少なくなります。
解説	親族内承継においては、親族間で契約書を作成しないで進めることがあります。契約書を作成しないと当事者間でのトラブルのもととなり、行政、金融機関、取引先、税務署などに対しても説明が付きません。このため、事業譲渡契約書を作成し、事業譲渡時期、事業用財産の資産・負債の明細などや残金の支払方法について具体的に明確にしておくことが必要です。
Q 4	農業部門（耕種・畜産）ごとに経営継承の留意すべき事項を教えてください。
A 4	耕種農業と畜産農業とでは最適な経営継承時期が違います。耕種農業では、一般に圃場に作物が少ない時期がよく、畜産農業では棚卸資産や固定資産を譲渡すると個人事業としての消費税が多額となりますので、年の初めが良いと思います。
解説	耕種農業については、棚卸資産となる作物が少ない時期を選びます。畜産農業では、消費税納税資金に注意する必要があります。このため年の初めに経営継承を行うと、消費税の申告は翌年3月31日までですので納税資金の確保に時間的にゆとりがあります。
Q 5	専門家の専門分野について教えてください。
A 5	専門家の専門分野は、一般的に次の通りです。 1. 弁護士…法律全般 2. 税理士…税務・会計に関すること（税金全般）、借入に関すること 3. 中小企業診断士…経営計画、経営診断、経営改善に関すること 4. 社会保険労務士…社会保険、労働保険の手続きに関すること、給与計算、人事・労務管理 5. 司法書士…登記に関すること（法人設立、不動産登記など） 6. 行政書士…官公庁の書類作成及び代行
解説	その他、6次化プランナーや農業技術的アドバイスをする方もいます。なお、家族の話し合いの場合に同席する専門家としては税理士や行政書士がよいでしょう。

経営継承によく出る用語

用語	解説
遺贈（いぞう）	被相続人の遺言によってその財産が移転されること
遺留分（いりゅうぶん）	被相続人の遺産のうち、兄弟姉妹を除く法定相続人に対して保障される最低限の遺産取得分のこと
使用貸借 （しょうたいしゃく）	無償貸与のこと
譲渡（じょうと）	有償無償を問わず、所有資産を移転させること
相続（そうぞく）	被相続人の財産等に関する権利・義務を承継すること
贈与（ぞうよ）	当事者の一方（贈与者（財産はあげる方））がある財産を無償で相手方（受贈者（財産をもらう方））に与える意思を示し、相手方の受諾（承諾）によって成立する契約
負担付贈与 （ふたんつきぞうよ）	受贈者に一定の債務を負担させることを条件にした財産の贈与
法定相続人 （ほうていそうぞうにん）	民法で定められた被相続人の財産を相続できる人
相続人（そうぞくにん）	相続開始の時から、被相続人の財産等に関する権利義務を承継するひと
被相続人（ひそうぞくにん）	相続される人、亡くなった人
暦年課税 （れきねんかぜい）	一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計から基礎控除額（110万円）を差し引いた残りの額に対してかかる税金
相続時精算課税 （そうぞくじせいさんかぜい）	相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価格の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税が課税される

経営継承に関する相談機関

長崎県農業経営・就農支援センター

【相談日時】 月～金（年末年始・祝日除く） 9時～12時、13時～17時

【経営サポート窓口】 （一社）長崎県農業会議 〒850-0035 長崎市元船町17番1号 ☎ 095-822-9647	【就農サポート窓口】 （公財）長崎県農林水産業 担い手基金 〒854-0062 諫早市小船越町3171 ☎ 0957-25-0031	【サテライト窓口】 県央振興局 ☎ 0957-22-0057 島原振興局 ☎ 0957-62-3610 県北振興局 ☎ 0956-41-2033 五島振興局 ☎ 0959-72-5115 壱岐振興局 ☎ 0920-45-3038 対馬振興局 ☎ 0920-52-4011
--	--	--